

福岡県次期総合計画策定支援業務 仕様書

本仕様書は、福岡県が発注する「福岡県次期総合計画策定支援業務」を受託する者の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

福岡県次期総合計画策定支援業務

2 業務の目的

福岡県では、県の目指す姿及び県政の各分野における施策の方向を示し、県の行政運営の指針となる「福岡県総合計画（計画期間：令和4年度～令和8年度。まち・ひと・しごと創生法第9条に規定される都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略としても位置付けている。）」を策定している。

次期総合計画（計画期間：令和9年度～令和13年度（予定）。）の策定に当たっては、国の動向や社会経済情勢の変化・今後の見通し、他都道府県等における総合計画の特徴的な内容を調査・把握するなどし、EBPMの観点も踏まえたうえで、施策の確実かつ効果的な進捗が図られるよう、計画内容を検討していく。

また、本県の人口の社会増減数は、全体では転入超過であるものの、東京圏（埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県）に対しては転出超過となっており、特に10代・20代の若者世代の転出が著しい状況である。そうした若者世代の認識や考えを捉えた上で、取り組んでいくべき施策の検討を行うことを目的に、若者世代の意見を聴取する会議を開催する。

3 委託業務の期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務内容

福岡県の指導・助言のもと、次の業務を実施すること。

- (1) 次期総合計画策定に資する国や他自治体の動向、社会経済情勢等に係る情報収集、分析、提案等の支援業務
 - ・ 次期総合計画の策定過程において、県からの随時の要請に基づき、計画内容の検討に資する情報（国の動向、社会経済情勢の変化・今後の見通し、他都道府県等における総合計画の特徴的な内容 等）を収集・分析し、報告すること。
 - ・ また、収集した情報を踏まえ、本県次期計画策定の参考となるよう、助言・提案すること。

(2) 若者世代参加による会議（以下「会議」という。）の運営支援業務

【概要】

○参加者（24名程度）

- ①学生グループ（高校生、大学生等）16名程度
 - ②社会人グループ（地域おこし活動に取り組む者）8名程度
- ※ 参加者は県において選定する。

○会議の目的

- ・ 福岡県の置かれた現状や課題を踏まえ、若者の視点から「福岡県の将来像」や取り組むべき施策の方向性について意見を出し合い取りまとめる。
- ・ 取りまとめた意見は、福岡県総合計画審議会において発表し、次期総合計画への反映を図る。

○会議形式

- ・ グループディスカッションを中心としたワークショップ形式で開催する。
- ・ 会議の進行に当たり、別途ファシリテーター（1名）を配置して、議論の円滑化・活性化を図るとともに、意見の集約に向けた補助を行う。

○会議の開催回数等

- ・ 会議発足から意見取りまとめまで、各グループそれぞれ計3回開催する。
- ※ 各グループの3回目は、両グループ合同での開催を想定。
- ※ 開催時期：令和8年7月、8月、11月に各1回
- ※ 土日開催、1回あたり2～3時間

○開催場所

福岡市内

ア ファシリテーターの手配

- (ア) 課題解決に向け、対話による意見集約・合意形成を図るグループファシリテーションのスキル・経験を有する者を、県と協議の上、選定すること。
- (イ) ファシリテーター選定後、会議の内容や運営に関し、随時、県、ファシリテーター、受託者の3者による協議の場を設定すること。
- ※ ファシリテーターは、全ての会議に出席するものとする。
- ※ 本県や、都市圏との対比における地方の置かれた現状、地域振興について、見識のある者が望ましい。

イ 会議開催に係る参加者との連絡、調整

- (ア) 会議日程等の会議開催に関する情報を、参加者に対し適切な手段で連絡するとともに、当日の出欠の取りまとめや事前の資料送付、参加者からの問い合わせへの対応を行うこと。
- (イ) 会議は、7月から11月にかけて、各グループ計3回ずつ開催する。会議において出された意見を、福岡県総合計画審議会において発表することとしているため、同審議会の日程を踏まえつつ、県と協議した上で会議の開催日程を設定すること。

ウ 会議会場の手配

会議会場の手配、会場使用料の支払を行うこと。

※ 会場は、県内各地からのアクセスに優れた会場を選定すること。

※ 会場は、上記参加者に加え、県職員（5名程度）、参加者の保護者（若干名）、受託者運営スタッフの人数を考慮し、適切な広さを確保すること。

※ 会場使用料に係る費用は、受託者負担とする。

エ 当日資料の作成支援

県及びファシリテーターと協議の上、当日資料の作成支援を行うこと。

オ 当日の会議運営に関する業務

（ア）設営

・ 会議進行に応じた会場の設営を行うこと。

・ ファシリテーターと協議の上、会議進行において必要となる事務用品（筆記用具、付箋等）を準備すること。

・ 参加者及びファシリテーターへ飲料品（500ml）を提供すること。

※ 事務用品費用及び飲料品代に係る費用は、受託者負担とする。

（イ）参加者の受付、会場内での案内

（ウ）司会進行

カ 意見の整理、報告書作成

（ア）ワークショップ開催後速やかに、出された意見の書き起こしを行うこと。

（イ）また、県と連携の上、出された意見を内容に応じて整理・分類して取りまとめ、報告書を県に提出すること。

（ウ）当該取りまとめ意見を次期計画へ反映する方策について提案を行うこと。

キ 謝礼・旅費等支払

（ア）参加者への謝礼・旅費

会議1回開催ごとに4,000円/人のQUOカードを配布すること。また参加者の交通費実費を支払うこと。

※ 参加者への謝礼・旅費に係る費用は、受託者負担とする。

（イ）ファシリテーターの謝金・旅費に係る費用を支払うこと。

※ ファシリテーターへの謝金・旅費に係る費用は、受託者負担とする。

（3）調査結果報告書作成

5 成果品及び納品時期

（1）随時報告

ア 報告内容

県からの要請に対する調査・分析結果、助言・提案（4（1）関係）

イ 提出期限

案件ごとに県と受託者間で協議し、設定した期日

(2) 最終報告

ア 報告内容

- (ア) 委託業務完了報告書
- (イ) 委託業務の成果物
- (ウ) 収支精算書
- (エ) 事業実績報告書

イ 提出期限

令和9年3月31日(水)

(3) 成果品提出に当たっての留意事項

電子データでメールにて提出すること。

ただし、一つのファイルで10MBを超える場合は、一つのファイルが10MB以下になるよう分割して提出すること。

6 再委託について

本業務の実施において再委託を行う場合は、公正に事業者の選定を行うとともに暴力団関係事業者の排除を徹底し、個人情報保護の取扱状況を確認の上、あらかじめ福岡県の書面による承認を得ること。また、再委託事業者に対する研修会等を実施し、進捗管理の徹底及び事業間連携を図ること。

7 体制の整備

- (1) 業務の進行管理及び福岡県(政策企画部企画総務課)との連絡調整にあたるため、業務責任者を配置すること。
- (2) 本業務の実施に係る運営体制、苦情処理、情報処理、法務の体制を整備し、業務開始前に書面により福岡県に報告すること。なお、運営体制等の整備に当たっては、各対応責任者(正・副)、報告・連絡体制を盛り込むこと。
- (3) 本業務の実施に当たって、苦情、情報漏洩等が発生した場合は、速やかに福岡県に報告の上、対応について協議するとともに、苦情等の申出者に対しては誠実な対応に努めること。
- (4) 苦情対応、情報漏洩等が生じた場合は、その経過、対応策及び今後の業務改善策や問題・課題解決策を取りまとめ、文書により福岡県に速やかに報告し、県の指示に従うこと。

8 留意事項

- (1) 「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」(令和7年12月23日閣議決定)、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き(令和7年12月版)」(令和7年12月 内閣官房地域未来戦略本部事務局 内閣府地方創生推進室)の内容を踏まえ、業務を行うこと。
- (2) 本事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うこと。
- (3) 本業務に関し、利用者等の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっ

ては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で利用者等の個人情報収集し、かつ、当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、使用すること。

- (4) 本事業に従事する者は、業務上知り得た個人情報及び企業情報をみだりに他人に知らせてはならないことはもとより、事業に従事する者でなくなった後においても、同様とすること。
- (5) 契約及びこの仕様書による定めのほか、適用を受ける関係法令及び県の条例等を遵守すること。
- (6) 本業務の実施に当たっては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)に基づく「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」(平成28年1月29日福岡県訓令第1号)に規定された合理的配慮を誠実に行うこととし、その合理的配慮を怠ることによって、障がいのある方の権利利益を侵害してはならない。
- (7) 本業務により得られた成果は、福岡県に帰属するものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、福岡県と受託者で協議の上、決定する。

9 その他

この仕様で定めた項目のうち、変更の必要が生じた場合は、受託者と福岡県との協議により変更することを妨げない。